



西 監第 17022301 号

平成 29 年 2 月 23 日

西和賀町長 細井 洋行 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 29 年1月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第1項及び西和賀町監査委員条例第7条の規定により、平成 29 年1月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。



西 監第 17022301 号

平成 29 年 2 月 23 日

西和賀町議会議長 深澤 重勝 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 29 年1月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第1項及び西和賀町監査委員条例第7条の規定により、平成 29 年1月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。

別紙

平成 29 年 1 月分例月現金出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 7 条の規定による標記の検査の結果は、次のとおりである。

1. 検査の対象

西和賀町一般会計、西和賀町特別会計及び病院事業会計（平成 29 年 1 月分）

2. 検査の時期

平成 29 年 2 月 20 日（月）

No.	時 間	対象とした会計	監査会場
(1)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	病院事業会計	西和賀さわうち病院
(2)	午後 3 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで	一般会計及び特別会計 (病院事業会計を除く)	湯田庁舎

3. 検査の場所

(1) 西和賀さわうち病院 カンファレンス室 (2) 湯田庁舎 庁議室

4. 検査した監査委員

高橋 政芳、児玉 正彦

5. 検査に立ち会った職員

(1) 病院事業会計

西和賀さわうち病院事務室 主 任 高橋祐征

監査委員事務局 主 任 加藤信彦

備考：病院事務長は『町立病院改革プラン策定委員会』出席のため、立会できず

(2) 一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）

会計課 参事兼会計管理者 佐藤幸弘

会計課 主 任 内記 杏
監査委員事務局 主 任 加藤信彦

6. 実施した検査手続

- ① 検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の高残証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。
- ② 今回は病院会計においては、病院会計通帳の写しと調書の突合を行った。また、一般会計及び特別会計（病院会計を除く）においては、調書と定期預金証書との金額の突合、調書と当座勘定証明書及び高残証明書原本との突合を行った。

7. 検査の結果

（1）収支の計数について

検査対象月末日における歳入歳出の状況は別添資料のとおりで、現金、預金等の金額並びに会計管理者から提出された収支計算書とその他の資料に記載されたこれらの金額は証書類と符合し、計数等に誤りは認められなかった。

（2）指摘事項

【一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）】

特になし

【病院事業会計】

特になし

7. そのほか

【病院事業会計】

- 未収金の督促や事務対応を行ったときは、必ず対応年月日と対応内容の記録を作成すること。また、電話催促だけではなく、書面による通知等も行うこと。

《経緯》

今回の検査で、過年度医療費未収金の取り扱いを聴取した。

例月出納検査時に確認されていた過年度未収金の収納について、当初は不納欠損金として取り扱うこととし議会に提案する予定であった。

しかし、議会事務局や総務課へ提案内容を説明したところ、病院の督促等の対応状況や対応に関する記録に不十分な部分があり、議会に説明することは厳しいのではないかの判断から、本案件を持ち帰り、病院事務室と料金徴収委託先であるニチイ学館と対応を協議した。

結果、過去の記録から、未納者は町内在住の者1名と当町に実家がある町外の者1名であることが確認され、連絡先も残っていたことから、病院事務室が相手へ連絡にし、今回の件を説明し、今年度末まで納付してもらうよう努力している。

《監査委員からの指導》

平成27年度決算審査監査意見で触れたように、未収金が発生したときは、必ず未収状況、対応・交渉年月日と内容等を記録しておくこと。対応状況については、箇条書きでも構わない。

対応や交渉の記録を残すことで、滞納への対策検討、経過が明確になり、やむを得ない不納欠損としての根拠になる。また、現担当者が異動した際でも引き継ぎが円滑にできる。

8. 過去に指摘・指導等を行った案件の改善等状況

- 西和賀さわうち病院の適時検査から診療報酬返還まで記録の確認【続報】

(平成29年1月24日以降の病院事務作業の経過を聴取した)

《経過》 病院事務室から、返還する診療報酬額が表のとおり確定したとのこと。

返還は、平成29年3月から4月に行う診療報酬請求時に行うとのこと。